明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月五日

鹿児島県霧島市国分中央三丁目一番六号肥後ビル二Ｆ　合同会社ジョイントライフ

代表社員　緒方　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月五日

沖縄県島尻郡南風原町字兼城二八八番地

合名会社那覇タクシー

代表社員　西平　賀隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十九日

掲載頁　五十六頁（号外第六十六号）

平成二十九年四月五日

東京都大田区鵜の木二丁目四一番八号

株式会社エムアイシー

代表取締役　馬瀬　五郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十九日

掲載頁　四十八頁（号外第六十六号）

平成二十九年四月五日

兵庫県三木市与呂木六八三番地の三八八

株式会社共生

代表取締役　福本　幸造

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千七百二十一万円、資本準備金の額を一億九千七百二十一万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

http://www.eyeplus2.com

平成二十九年四月五日

東京都墨田区石原一丁目二七番一号

株式会社アイプラスプラス

代表取締役　菅野　米藏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月五日

北海道日高郡新ひだか町静内駒場五番二〇号

酒井運輸株式会社

代表取締役　酒井　一美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月五日

千葉県松戸市松戸新田二三番地二二

万星食品株式会社

代表取締役　佐藤　徹夫

限定承認公告

本籍大分県宇佐市大字四日市四四番地八、最後の住所神奈川県横須賀市平作八丁目一七番Ｃ―六〇三号　被相続人　亡　石川　洋

右被相続人は平成二十八年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十四日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

神奈川県小田原市栢山九三番地六

相続財産管理人　佐藤　みつ

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区木戸町六番、最後の住所神奈川県川崎市麻生区片平五丁目一九番一―三〇一号　被相続人　亡　鈴木　智之

右被相続人は平成二十八年十一月三十日失踪宣告の裁判確定により死亡とみなされ、その相続人は平成二十九年三月二十二日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

静岡県浜松市中区中央一丁目八番二五号

ＡＤＬビル二階　岡島法律事務所

限定承認者　花﨑　美穂

代理人弁護士　仙道　朋也

限定承認公告

本籍熊本県熊本市南区御幸笛田三丁目三番、最後の住所熊本市北区山室二丁目七番六四号

被相続人　亡　永田　啓介

右被相続人は平成二十八年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十四日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

熊本市北区山室二丁目七―六四

相続財産管理人　永田　淑子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十二億九千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年三月三十一日付官報の号外第七十号三〇三頁に掲載されております。

平成二十九年四月五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

春日井物流開発特定目的会社

取締役　中村　武

取消公告

平成二十九年二月二十一日（号外第三十四号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

平成二十九年四月五日

鳥取県八頭郡智頭町大字中原一番地

智頭振興株式会社

代表取締役　大藤　信子

正誤

平成二十七年一月二十九日（号外第十九号）公布国土交通省令第五号（建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

三一ページ上段終りから三行目と二行目の間に次のように加える。

別記第六十九号様式中「仮使用承認」を「仮使用認定」に、「承認番号」を「認定番号」に、「承認年月日」を「認定年月日」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改める。

平成二十八年十二月二十八日（号外第二百八十八号）公布国土交通省令第八十七号（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五七ページ専用第一号様式中新住所欄の

「㊩住　所　□□□